令和7年度

交通災害共済に加入しましょう！

年齢・健康状態に関係なく加入OK!

交通災害共済とは

皆さんが会費を出し合って会員となり、交通事故により負傷した会員の方に見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

※埼玉県で加入が義務付けられている自転車保険ではありません。



埼玉県マスコット「コバトン」

年会費（おひとり）**500円**

中途加入の場合も同額です。

見舞金

死　亡＝120万円

傷　害＝2万円～22万円（治療実日数3日～）

身体障害＝80万円（1級又は2級）

共済期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※令和7年4月1日以降加入の場合は、申込日の翌日から令和8年3月31日まで

加入申込み

加入申込書に会費を添えて、次のいずれかの窓口でお申し込みください。

お住まいの市役所・町村役場

お近くのゆうちょ銀行（郵便局）
加入受付期間は、令和7年12月末（年内最終営業日）まで

申込時期・申込方法については、お住まいの地域によって異なる場合がありますので、市役所・町村役場へご確認ください。
申込用紙は、市役所・町村役場・埼玉県内の一部郵便局にあります。



加入できる方

①埼玉県内の次の市町村にお住まいで、その市町村に住民登録のある方

（※市の50音順）

朝霞市	まちづくり推進課	048-463-1111
桶川市	安心安全課	048-786-3211
加須市	交通防犯課	0480-62-1111
北本市	くらし安全課	048-591-1111
久喜市	交通住宅課	0480-22-1111
熊谷市	安心安全課	048-524-1111
鴻巣市	自治振興課	048-541-1321
坂戸市	交通対策課	049-283-1331
幸手市	くらし防災課	0480-43-1111
志木市	総合窓口課	048-473-1111
白岡市	安心安全課	0480-92-1111
鶴ヶ島市	生活環境課	049-271-1111
新座市	市民課	048-477-1111
蓮田市	自治振興課	048-768-3111
日高市	危機管理課	042-989-2111
深谷市	市民課	048-571-1211
富士見市	協働推進課	049-251-2711
ふじみ野市	道路課	049-261-2611
本庄市	危機管理課	0495-25-1111
三郷市	生活安全課	048-953-1111
八潮市	市民課	048-996-2111
吉川市	危機管理課	048-982-5111
和光市	戸籍住民課	048-464-1111

（※町村の50音順）

伊奈町	危機管理課	048-721-2111
小鹿野町	住民生活課	0494-75-1221
小川町	防災地域支援課	0493-72-1221
越生町	町民課	049-292-3121
神川町	防災環境課	0495-77-2111
上里町	くらし安全課	0495-35-1221
川島町	総務課	049-297-1811
杉戸町	危機管理課	0480-33-1111
ときがわ町	総務課	0493-65-1521
長瀞町	総務課	0494-66-3111
滑川町	総務政策課	0493-56-2211
鳩山町	地域創生環境課	049-296-1211
東秩父村	総務課	0493-82-1221
松伏町	総務課	048-991-2711
美里町	総務課	0495-76-1111
皆野町	総務課	0494-62-1230
宮代町	町民生活課	0480-34-1111
三芳町	自治安心課	049-258-0019
毛呂山町	生活環境課	049-295-2112
横瀬町	総務課	0494-25-0111
吉見町	町民健康課	0493-54-1511
寄居町	生活環境エコタウン課	048-581-2121
嵐山町	町民課	0493-62-2150

②①の住民に扶養されている方で、修学のため上記の市町村以外に住んでいる方

運営：埼玉県市町村総合事務組合
さいたま市浦和区仲町3-5-1　☎048-824-1174

http://www.sai-sougou.jp/koutsu.html

埼玉県市町村交通災害共済　検索

対象となる交通事故

共済期間中に日本国内で発生した下記の事故

- 道路上を走行中の自動車、バイク、自転車などの車両による接触、衝突、転落、横転等の交通事故（自損事故を含む）
- 歩行中、上記の車両にはねられたり、ひかれたりした事故
- 踏切道における電車等との接触、衝突事故

見舞金が支払われないもの

- 歩行中の転倒事故
- 駐停車中の車両の乗降時における事故
- 会員の故意又は重大な過失による事故
- 会員の無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
- 不正に見舞金の請求をした場合
- 地震、洪水、津波等の天災による事故　●電車内、飛行機等の事故
- 幼児用乗用具（玩遊具）による自損事故　●その他、交通事故以外の事故

共済見舞金額

災害区分及び災害程度に応じた見舞金が支払われます。
（傷害１、傷害２の見舞金の請求ができるのは実際に治療を受けた日数（治療実日数）が３日以上からです。）

	災害区分	災害程度		金額
1	死亡（※備考④）	死亡（交通事故にあった日から１年以内に交通事故が原因で死亡したとき）		120万円
2	傷害１（交通事故証明書が得られる場合）	入院　１日につき　2,000円 通院・往診　１日につき　1,000円	●それぞれの単価に日数を掛けた金額の合計額 合計額が２万円に満たないときは２万円とし、22万円を超えるときは22万円を限度とします	２万円～22万円
3	傷害２（交通事故証明書が得られない場合）	入院・通院・往診　１日につき　1,000円	●単価に日数を掛けた金額 合計額が２万円に満たないときは２万円とし、６万円を超えるときは６万円を限度とします	２万円～６万円

備考 ①同じ日に２つ以上の医療機関等で治療を受けた場合は、１日として計算します。②精神的疾患又は治ゆ後の治療は対象となりません。③交通事故証明書は、警察に交通事故の届出がないと発行されません。④交通事故証明書が得られない場合は、傷害２の適用となります。

身体障害見舞金

傷害１の見舞金給付を受けた方が、当該交通事故による傷害が原因で、災害の発生した日の翌日から２年以内に身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級又は２級の障害を残すことになった場合に**80万円**が支払われます。
請求期間　交通事故にあった日の翌日から起算して３年以内



見舞金請求に必要な書類

○は必要書類、△は場合により必要な書類

必要な書類（書類の費用は自己負担になります。）	傷害1	傷害2	死亡	身体障害
① 会員証	○	○	○	○
② 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行） ◆交通事故証明書は、警察に交通事故の届出がないと発行されません。	○		○	
③ 交通事故自認書（交通事故証明書が得られない場合）		○		
④ 診断書（様式第11号）・・・所定の様式 ◆組合所定の診断書と同様の受傷原因・受傷日・治療実日数等が記載された診断書（施術証明書）でも可能です。（必要項目の記載がないと、新たに所定の診断書を提出いただく場合があります。）	○	○	△	
⑤ 同乗者証明書（交通事故証明書に同乗者の記載がない場合）	△			
⑥ 見舞金振込先口座の通帳（口座番号・名義が確認できるもの） ◆ゆうちょ銀行口座への振込には、通帳の銀行使用欄に記載の「他金融機関からの振込の受取口座」を使います。	○	○	○	○
⑦ 戸籍謄本及び死亡診断書（死体検案書）			○	
⑧ 障害診断書及び身体障害者手帳の写し				○
⑨ 住民票等（住所変更した場合は、加入時の住所が確認できるもの）	△	△	△	△
⑩ 委任状（代理人が請求手続きをする場合） ◆代理人の範囲は、ご家族に限ります。振込口座が災害を受けた会員名義の場合又は親権者が手続きをする場合は、必要ありません。	△	△	△	△

※②・④の書類は、**写しに原本証明**（原本保有の保険会社で証明）されたものでも可能です。
※③・④・⑤の用紙は、市役所・町村役場にあります。
※一部の書類については、組合ホームページからもダウンロードいただけます。

●見舞金の請求は、ご加入いただいた市役所・町村役場の担当窓口でお願いします。

見舞金請求には、左記書類の原本が必要です。事故状況によっては、代用できる書類がありますので、書類を揃える前に、市役所・町村役場の担当窓口へお問い合わせください。

見舞金を請求できる期間は、交通事故にあった日の翌日から起算して「２年以内」です。

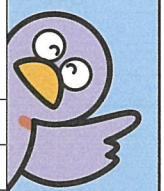
埼玉県マスコット「コバトン」

診断書料助成について

見舞金請求で組合所定の診断書の原本を提出したときは、１通あたり５千円（その他の様式の原本は３千円）が見舞金に加算されます。（傷害1及び傷害2のみ対象）
※写しに原本証明されたものは対象となりません。

令和５年度　加入支払状況

加入者数	見舞金支払件数	見舞金支払金額
146,753人	920件	56,057,000円

このリーフレットを会員証と一緒に保管してください。